

令和 6 年 9 月

加入員の皆さまへ

大阪府電設工業健康保険組合

「資格確認書」の交付等について

日頃より健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、「資格確認書」の交付等にかかる、お問合せを多くいただいています内容について、
下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 令和 6 年 1 2 月 1 日までに交付される健康保険被保険者証（以下、「保険証」）は、加入資格があれば令和 7 年 1 2 月 1 日まで使用できます。令和 7 年 1 2 月 2 日以降、保険証は使用できなくなりますので、返納の必要はありません。各自で廃棄をしていただくこととなりますが、個人情報に記載されていますので、廃棄方法にはくれぐれもご注意ください。なお、令和 7 年 1 2 月 1 日までに資格喪失等した場合は、保険証を返納していただくこととなります。
2. 令和 6 年 1 2 月 2 日以降は、保険証の交付は廃止となります。今後、資格取得届、被扶養者（異動）届の様式に「資格確認書交付希望欄」を設ける予定です。原則、マイナ保険証を登録していない方で、交付希望の方に「資格確認書」を交付します。
3. 令和 7 年 1 2 月 2 日以降、保険証は使用できなくなります。早期にマイナ保険証の登録のご協力をよろしくお願いいたします。
なお、令和 7 年 1 2 月 2 日までの一定の時期にマイナ保険証を登録していない等のオンライン資格確認ができない方には、「資格確認書」を職権で作成し、事業所を通じて交付することとしています。

※「資格確認書」について、その他の詳細な事項につきましては、おってご案内いたします。